

「AI 戦略会議・AI 制度研究会 中間とりまとめ(案)」に対する意見書

意見書

令和6年1月23日

科学技術・イノベーション推進事務局 宛て

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷浩史

TEL:050-5835-0770

E-mail:info@jane.or.jp

(連絡担当者:大室)

「AI 戦略会議・AI 制度研究会 中間とりまとめ(案)」に対する意見書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
P.2	2-6	賛成	事実誤認以外	<p>生成 AI を始めとする AI の技術進歩は目まぐるしく発展しており、AI 技術があらゆる製品・サービスに組み込まれた社会が実現されつつある。そのような中、我が国の AI 技術力を高め、グローバル環境下での競争力を維持していくためには、生成 AI を始めとした AI の研究開発や活用を通じたイノベーション活動を促進していくような制度設計が求められているといえる。</p> <p>中間とりまとめ案でも触れられているように、我が国では AI の利活用にあたって、品質の不安定さ等に不安を感じる企業が多く、我が国社会に AI 技術を浸透させ、グローバル環境下での競争力を高めていくためには、安全性の向上を進め利活用にあたっての不安や憂いを取り除いていくことが急務であると考えられる。</p> <p>こうした背景のもと、今回の中間とりまとめ案及び今後の法整備に関しては、社会への AI 技術の浸透が加速することを念頭に、AI の研究開発活動や AI の利活用が阻害されないよう、法令の条文の基本理念において、民によるイノベーションを促しながらリスクへの対応を両立していく、といった旨が記載されることを強く望む。</p> <p>また、引き続き、産業界や経済界の意見を丁寧に把握しながら、議論の透明度を高くして、検討を続けてもらいたい。</p>
P.6	18-24	賛成	事実誤認以外	<p>中間とりまとめ(案)P.10 4 行目にも記載されているとおり、我が国企業等の法令遵守の意識は高いとされていることから、海外にベースを置く競合がこれらの規制を守らないことで国内事業者が競争上一方的に劣位な状況に置かれる可能性があることを念頭に、法制度の検討を行っていくことが望ましい。</p> <p>イノベーションや AI 研究開発を阻害・委縮するよ</p>

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				うな法規制は避けるべきであるが、悪質な事業者へ対処するために、産業界に対する調査や情報収集の実施及びそれらに必要な制度等は必要であると思われる。
P.7	26	反対	事実誤認以外	2.3.(1)2事業者による利用 行政の主導で創設した日本独自の認証制度が、コスト増やスタートアップの参入障壁となり、イノベーションの後押しとはならなかった事例も残念ながらこれまで多数存在する。AI のような先端テクノロジーを適正・中立に評価できる能力を有する評価機関があり得るかどうかも含めて、ルールメイキングそのものがガラパゴス化しないよう、慎重に検討すべきである。
P.8	25-30	賛成	事実誤認以外	罰則有無に係る検討について記載されているが、リスクへの対応は必要不可欠な事項である一方で、我が国の競争力を高めていくには、AI のイノベーション促進を進めていくことが最も急務であると考えられ、罰則を付けることは、イノベーションの促進や関連する研究開発活動を委縮・阻害する可能性があり、一定の義務や責務により実効性を確保すべきである。
P.10	10-12	賛成	事実誤認以外	中間とりまとめ案では、「イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限って対応していくべき」との方向性が示されている。 この点につき、ガイドライン等のソフトローへの対応のあり方に関しては、各社の判断に委ねられるものではあるものの、人的リソースの限られるスタートアップ等にはコンプライアンス対応上の懸

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				念も残ることから、企業規模に応じた対応のあり方に関して、具体事例の周知等による一層の情報提供を行うことにつき、中間とりまとめに明記するよう、要望する。
P.10	14~19	賛成	事実誤認以外	EUのAI法では、融資や与信分野で信用力評価にAIを利用するようなAIシステムが高リスクAIに分類されている。しかし、日本では割賦販売法、貸金業法等の既存の法令が存在しすでに規制を行っているため、今回検討している法令案においては射程外とすべきである。
P.10	23~27	賛成	事実誤認以外	企業としては、極力不適切な利用態様(例. 差別的なAI利用)を避けたいと思っているものの、現状では、「何が不適切な利用か」の線引きが難しく、萎縮効果を生む可能性がある。政府がリードして、何が適切な利用で、何が不適切な利用か、という点について、社会的な合意を形成していただきたい。また、そのような社会的合意が形成されるまでは、様々なAI利用促進を果敢に行っている企業が、意図せず何らかの法的責任を負わされるような事態を避けるようにしていただきたい。
P.10	29、30	賛成	事実誤認以外	上記に加えて、リスクへの対応を検討する場合において、単にリスクがあるか無いかという観点ではなく、それぞれのリスクの度合いを勘案したリスクベースのアプローチによって個別に過度にならない対応を検討することも重要である点にも配慮すべきである。
P.13	9-14	賛成	事実誤認以外	政府の司令塔が設置された後、経済安全保障とAI競争力の観点から、技術流出や知的財産権の

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				侵害といったリスク、データ流通の在り方、市場競争の不正操作など、多角的な議論がなされることを望む。その際には、引き続き、産業界、経済界の意見を聞きながら議論を進められたい。
P.13	18-23	賛成	事実誤認以外	<p>全般的な制度・施策の方向性として、政府の司令塔強化及び基本計画(戦略)の策定等が求められていることが記載されている。</p> <p>また、その基本計画(戦略)には、「安全・安心の確保が AI の活用の促進、イノベーションの促進、安全保障リスクへの対応、犯罪防止等にとって重要であることから、AI の安全・安心な研究開発、活用の促進等に資する戦略とすべき」や「国際的な協調をはかりつつ、イノベーションの促進とリスクへの対応の両立を図るために政府全体で取り組むことが必要」と記載されており、後述の「おわりに」においては、「我が国においては、イノベーション促進とリスクへの対応の両立を図るため、広く一般的に使われる AI を対象とする指針を政府が整備を行い」や「政府による指針の整備・対応や AI に関する実態の調査・把握にあたっては、(中略)、法制度により実施すべき」といった記載がある。</p> <p>このような中間とりまとめ案の記載の通り、今後の制度全体の検討にあたっては、イノベーション促進やリスクへの対応の両立を目的とした基本計画を踏まえた上で、政府が指針を整備し、事業者に対する調査・把握を進め、必要に応じて、更なる制度の充実化等を図るといったプロセスが、AI の研究開発・実装が最もしやすい国を目指す、あるいは、AI 促進を進めるという方針において重要であると考えられ、過度な規制や罰則を設けなくとも、AI の安全性の向上やリスクへの対応に向けても十分に実効性を確保でき、また、結果として、海外からの投資を呼び込むことにも寄与するものと思料する。</p>

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				ソフトウェアを基本としつつ必要最小限のハードウェアを組み合わせて、変化の速い AI 技術案に合わせたアジャイルな政策形成が必要である。
P.13-14	34-29	賛成	事実誤認以外	<p>透明性と適正性の確保のほかにも、AI サービスの開発企業やサービス提供企業のインセンティブとなるよう、AI サービスの品質保証についての考え方を示すべきである。</p> <p>特に、海外での AI 技術の進化やそれに向けての法整備等の動きを踏まえると、諸外国において、ISO 等の国際的な認証制度に係る議論は想定以上に早く進む可能性も否定できず、こうした状況を踏まえると、我が国の国際競争力の確保の観点からも、どのような認証制度にすべきかを早急に議論を深めていき、その際、企業に過度な負担を強いることなく、かつ、認証を取得することが企業活動にとってインセンティブとなるような制度設計となるよう、政府としても目配りしていくべきである。</p>
P.14	20-24	賛成	事実誤認以外	<p>透明性の確保を含む適正性の確保について調査等により政府が事業者の状況等を把握し、その結果を踏まえて既存の法令等に基づく対応を含む必要なサポートを講じるべき、とある。イノベーション促進のため優良な民間事業者への影響過度な負担を極力抑えるべく、調査対象となる閾値は、必要に応じて産業界や経済界等の意見を把握しながら、国民や事業者が納得する形で設定のうえ、過剰な調査にならないようポリシーを明確化すべきである。</p>
P.14	25-29	賛成	事実誤認以外	<p>広島 AI プロセスでは、電子透かしを AI に搭載することが推奨されており、EU では AI を使ったサービスはその旨を消費者に告知する義務を法律で定めている。AI の利活用を促進する十分な透明</p>

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー1: 賛成／反対	意見カテゴリー2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				性確保のため、AI サービス提供者の告知義務について、今後の指針整備の過程で検討されたい。
P.14	25	賛成	事実誤認以外	<p>「3.1.(2)安全性の向上等」について AIの安全性の向上が重要であるという指摘に賛成である。特に、p.14にもあるとおり「技術的な対応も重要」という記述については、多様な技術の発展にもつながるものであり極めて重要な点であると考えます。</p> <p>AIの安全性を技術的に担保する手法の一例として「機密コンピューティング(Confidential Computing)」という技術が存在している。この技術は、処理中もデータを秘匿化できるため安全性を高める事ができ、ガバメントクラウドの要件になっていること(※)や、海外での導入事例も増えていることから、注目されている。</p> <p>今回の取りまとめの内容をより具体化し、実現していくために、機密コンピューティングをはじめとした安全性を高める技術の活用など具体的手法についても政府から情報提供されることを期待する。</p> <p>※ デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供(令和5年度募集)別紙1(基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細), https://www.digital.go.jp/procurement/3058bc41-ee8f-49bb-8f22-8def725f6f3f</p>
P.16	8-11	賛成	事実誤認以外	「国内で利用されるAIについて、国民の権利利益を侵害するなどの重大な問題が生じた場合、あるいは生じる可能性が高いことが検知された場合において、その原因等に関する事実究明を行い、必要に応じて関係者に対する指導・助言を行い、得られた情報の国民に対する周知を図るべきである。」とある。国民の権利利益を侵害する重

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー ー1: 賛成／反対	意見カテゴリー 2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
				大なケースでは、基本的に既存法令で規制されているはずであり、今後検討される法制度の対応との整合性を図るよう検討されたい。
P.16	18-21	賛成	事実誤認以外	AI の利活用を促進する上でも、政府による AI の利活用は重要であると考えられる。今後、基本計画(戦略)の策定等においても、政府による AI の率先垂範、及び積極的利活用を検討されたい。
P.18	9-12	反対	事実誤認以外	<p>(総論は賛成、各論に懸念あり)</p> <p>資格試験等により人の能力を資格や免許として認定することで可能となっている業務や手続き、助言等が様々な領域にあるが、こうした類の規制領域に生成 AI を用いる場合の課題については、横断的な検討が必要ではないか。</p> <p>Gemini などの汎用的なチャット形式の AI におすすめの保険商品を訪ねると、具体的な保険商品をホームページへのリンク付きで回答することもあるし、健康相談や法律相談などについても同様のことは生じていると認識している。例えば「お金に関する相談サービス」などと明示したサービスをリリースする場合には、現行法令に基づき慎重な対応を取らざるを得ない一方で、汎用的なサービスがそうした制約を超えた回答を提供していることはフェアではない。</p> <p>特定の課題・質問等については回答を提供しないような制御をかける技術はすでに実装されているが、そうした技術の活用を前提に汎用品についても人同様の規制を適用するのか、あるいは、回答が生成されたものであると明示するなど一定の規律のもとに人に対する規制とは別の規律、ガバナンスを求めていくのかなど、こうした議論は早期に進めていかないと、現行法令に照らして真面目にサービス開発を行う企業が不利になる懸念がある。</p>

該当箇所				ご意見
ページ	行番号	意見カテゴリー ー1: 賛成／反対	意見カテゴリー 2: 事実誤認／ 事実誤認以外	
P.19	3-5	賛成	事実誤認以外	政府による指針の整備・対応に関して、今回の中間とりまとめ案を基に法制度が整備される場合において、安全性の向上等に向けた指針の作成及び、その指針の遵守を企業に求めるような内容が盛り込まれる際には、その指針の内容がイノベーション活動を阻害・委縮しないようにするのはもちろんのこと、産業界の活用実態と乖離しないよう、産業界や経済界の意見を適切に把握しながら作成されることを望む(将来的に、指針を更新する際にも、産業界や経済界からの意見を踏まえるなどのプロセスを経ることも望む)。
P.19	3-5	賛成	事実誤認以外	上記に加えて、指針を作成される際には、AIを活用する事業者等が自身の事業領域に応じて迅速に参照できるよう、広島 AI プロセスでの指針を含め、関係省庁等ですでに公表されているガイドラインや考え方(経産省・総務省による「AI 事業者ガイドライン」や文化庁「AIと著作権の基本的な考え方」等)との整合性を踏まえ、関連する諸指針等の政府文書を構造的に整理し、相談窓口も含めてポータルサイトに掲示するなど、国民や事業者が分かりやすい形で周知する必要があると思われる。